

○皇學館大学学生寮規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、皇學館大学学則第67条第2項の規定に基づき、皇學館大学学生寮（以下「本寮」という。）の運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本寮の運営は、建学の精神に則り、学生相互の切磋琢磨によって健全なる学生生活を営み、人格の陶冶をはかることを目的とする。

(施 設)

第3条 本寮に、次の施設（以下「両寮」という。）を置く。

- (1) 精華寮（男子寮）
- (2) 貞明寮（女子寮）

(運営委員会)

第4条 本寮の運営方針及び本寮に関する重要事項の審議は、皇學館大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）が行う。

2 学生委員会規程第8条第2項の規定に基づき、学生委員会に学生寮運営部会（以下「運営部会」という。）を置く。

3 運営部会の内規は、別に定める。

(管理組織)

第5条 本寮を統括するため学生寮主任を置き、学生部長をもってあてる。

2 両寮に、寮長、寮母、アドバイザー及び寮顧問を置く。

3 寮長は、学生寮主任の指示を受けて、次の寮務に従事する。

- (1) 寮務の総括
- (2) 寮生に対する訓育指導
- (3) 寮生活の管理運営
- (4) 学生寮行事の企画及び実施指導
- (5) 寮生に対する大学行事への参加指導
- (6) その他必要な寮務

4 寮母は、学生寮主任及び寮長の指示を受けて、次の寮務に従事する。

- (1) 寮長の寮務の補佐及び補助
- (2) 寮生の生活相談
- (3) 寮内の清掃美化
- (4) その他必要な寮務

5 第2条に規定する目的を円滑に推進するため、各学部専任教員のうち、1、2年生のクラス担任は、アドバイザーとして寮生の訓育指導を行う。

6 第2条に規定する目的を円滑に推進するため、各学部専任教員は、顧問として寮生の訓育指導に当たる。

(入 寮)

第6条 本寮には、学部の1・2年生で本寮の教育目的を理解し、以下の条件を承諾する者が希望により入寮できる。

- (1) 建学の精神及び学生寮の目的に則り、本寮生としての自覚をもち、学生寮諸規則を守ること。
- (2) 学生寮での生活を心身ともに健康に過ごすことができること。
- (3) 上記の条件に反した場合、退寮となることがあること。

2 入寮者が収容定員を超える場合は入寮調整を行う。入寮調整の方法は別に定める。

3. 寮生は、2年を超えて在寮することはできない。ただし、収容定員に空きが見込まれる場合は、面接等の所定の審査を経て、継続して在寮を許可されることがある。

(寮 費)

第7条 寮費は、春学期は4月10日、秋学期は10月10日までに納入する。特別の事情のない限り、寮費の払戻しはしない。

(会計監査)

第8条 会計監査は、定期のほか必要に応じて運営部会がこれを行う。

(閉 寮)

第9条 大学の定めた長期休暇中は、原則として休暇翌日より授業開始前日まで、両寮は閉鎖する。

2 閉鎖中、空室に本学関係者を寄宿させることがある。

(処 分)

第10条 寮生が本寮の諸規則に違反し、寮生活の秩序を乱す行為をした場合は、運営部会は、次の処分を行うことができる。

(1) 退 寮

(2) 謹 慎

(3) 戒 告

(内 規)

第11条 第2条の目的を達成するため、別に内規を定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、運営部会の議を経て学生委員会が行う。

附 則

この規程は、昭和38年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。